基調講演３：証券決済改革実現への取組み

証券保管振替機構　常務取締役　大前　茂氏

〇はじめに

ただ今、御紹介をいただきました証券保管振替機構の大前です。本日は、証券決済制度改革実現への取り組みについてお話をさせていただきます。

私は､昨年から証券保管振替機構に入社し､この証券決済制度改革に取り組んでいます。今、当社内は極めてタイトなスケジュールの下で緊張感に包まれていますが、この１月から皆様御承知のスケジュール通り、一般債の電子化が円滑にスタートしました。証券決済制度改革の歴史にまた新たな１ページが書き加えられたところです。何度も綿密な打ち合わせを行い、また、システムのテストも重ねてこの成功にこぎ着けたのですが、これもひとえに関係者の皆様方の御協力、御支援のお陰です。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。私自身も、こういう歴史的な場面に居合わせたということで、大きな感慨を覚えると同時に、この事業の重要性ゆえに後戻りは許されないという大きなプレッシャーも感じながら、身の引き締まる思いで仕事をしているところです。

さて、今、皆様の最大の関心事は株券の電子化だろうと思います。これが実現することにより、証券決済制度改革に一区切りがつくと考えてよいと思います。本日は、株券の電子化の実現までの一連の改革における保振機構としての現在の取組み状況について、これまでの実績も踏まえて御紹介をさせていただきます。なお、各論につきましては、昨日､今日と当社の担当者が詳細なお話をさせていただいています｡また､保振機構では、各種の説明会を開催したり、あるいはホームページで情報開示を拡充させてきていますので、詳細な情報につきましては、そちらを参照していただくこととして、私は皆様に証券決済制度改革の全体像を把握していただけるように、大きな流れを中心にお話をさせていただきます。

〇証券決済インフラの担い手（資料１ページ）

まず資料１ページですが、これまでも申し上げていますように、証券決済インフラを評価する場合の視点で、これは何と言っても安全性と効率性が基本です。これらをともに高めるということが改革の究極的な目標でなければならないという認識を、関係者が共有することが重要だと思っています｡保振機構としましては､この資料の表題にあるように、

証券決済インフラの担い手として効率的で安全な決済サービスを提供していくことを使命としています。制度設計の工夫やＩＴの活用によりまして、リスクとコストをできるだけ小さくしていくことを肝に銘じながら取り組んでいるところです。その意味では、ここにありますように、ペーパーレスとＳＴＰ（Straight Through Processing の略)、それからＤＶＰ（Delivery Versus Payment の略)、これらは改革の柱です。

私ども保振機構は、保管振替機関として 1991 年 10 月に業務を開始しましたが、業務開始以来、取扱い有価証券を逐次拡大し、現在では上場されている株券、新株予約権付社債、ＥＴＦ、ＲＥＩＴ等の投資証券、そして優先出資証券、こういったものを保管振替制度の対象としています。さらに、預託推進に向けた様々な取組み、あるいはＰＲ、手数料の見直し、こういったことを通じて、直近では上場会社の発行済み株式総数の 75％超が預託されています。保管振替制度の外で商法上の不所持制度を御利用になっている株式数を分母から除いて計算しますと、預託率は、実質的には 80％を超えています。株式数でいうと、約 2,700 億株強の株券をお預かりしているところです。

証券決済制度改革の前半の柱としまして保振機構が取り組んできた課題は、株券の決済に絡むＳＴＰ化とＤＶＰ決済です。ＳＴＰについては、決済照合システムが 2001 年９月から稼働しています。またＤＶＰについては、取引所ＤＶＰへの対応に続きまして、株券の一般振替ＤＶＰ決済の取扱いを 2004 年５月に開始しているところです。そして、現在の取組み課題、証券決済制度改革後半のメインテーマは、証券のペーパーレス化、すなわち振替制度の実現ということです。私どもとしては、これらを通じて各証券について決済期間の短縮、元本リスクの削減、あるいは除去を実現させ、多様な有価証券を包括的に取扱う効率的な決済機関を作り上げて、証券市場の信頼と安定に寄与したいと考えているところです。

以下では、証券決済制度改革につきまして前半、後半を含めまして現在の状況を紹介させていただきます。既に完了したものについては、その利用状況も含めて御紹介しようと思っています。

○改革への取組み（資料２ページ）

資料２ページは、保振機構における証券決済制度改革への取組みについて、年表の形にまとめたものです。保振機構では、機会あるごとにこの年表を示して、関係者の方々に改革への取組み状況のお知らせをして、御理解、御協力をお願いしているところです。

証券決済制度改革を実現させるために、一つ一つの項目について、それぞれの関係者の皆様にお集まりをいただきまして委員会形式で検討を重ね、制度設計を行い、業務の詳細を詰めた上で、システム開発を行うという過程を経ることとしています。これまでのところ、皆様方の御協力もあり、スケジュール通り極めて順調に進捗しており、御覧いただきますと、実施済みの黒丸が着実に増えてきています。マラソンでいうと、折り返し地点を過ぎ、ちょうど後半の勝負どころに差しかかったところかなと考えています。この年表にありますように、2004 年５月の一般振替ＤＶＰ稼働の後は、改革のメインテーマがペーパーレス化に移っていまして、短期社債が 2003 年３月から、また、今年の１月からは一般債がペーパーレス化されています。残るは投資信託と株券のペーパーレス化という状況です。

なお、証券決済制度改革の個別の課題からは少し離れるのですが、決済機関としてのオペレーションも大変重要な点です。とりわけシステム面は信頼と安全が大切で、加えて、十分な処理能力を有するように保振機構では整備強化をしているところです。ということで、この年表の一番下の欄ですが、ここにはシステムリプレース、すなわち現行システムを株券電子化の時期に合わせてリプレースするという計画も示しているところです。

○一般振替ＤＶＰの利用状況（資料３ページ）

続きまして、証券決済制度改革への取組みの現状と展望について個別にお話をさせていただきます。

まず、資料３ページにありますように、一般振替ＤＶＰです。資料で一般振替という言葉を使っておりますが、一般振替と言いますのは、取引所取引の決済のために日本証券クリアリング機構を相手方として行う株券等の振替以外の振替を指していまして、保振機構における株券等の振替の過半を占めるものです。この一般振替をＤＶＰ化することは、株券等のＤＶＰ決済の実現に向け、取引所取引のＤＶＰ決済化への協力と並び、保振機構が重要な目標として長年実現に向けて注力をしてきたものです。一昨年５月から保振機構の子会社である株式会社ほふりクリアリングがその取扱いを開始していますが、これまで目立ったトラブルもなく順調に稼働しています。

実際の一般振替ＤＶＰの利用状況について、資料をもとに御説明いたします。

資料３ページの上段のグラフは、各期間の１営業日当たりの一般振替の件数を示しています。このうちＤＶＰ決済を利用している振替の件数を見ていただきますと、左端の 2004 年度の１営業日当たりの件数が６万件程度であったのに対して、2005 年度には、昨年 12

月までの期間になりますが、株式市況の活況などを背景に７万 8,000 件程度まで増加しています。また、一般振替全体の件数のうちＤＶＰ決済を利用している振替の割合は、昨年度と同様に 60％程度です。

次に、下段のグラフは、一般振替ＤＶＰの資金決済状況を示したものです。各期間について、二つある棒グラフの左側は、一般振替ＤＶＰに係るグロスの総支払額、また、右側は、ネッティングの結果、当日の決済尻が支払いとなった金額の合計です。それぞれ当該期間の１営業日当たりの金額を表示しています。また、折れ線グラフは、両者の比で資金決済がどれだけ圧縮され効率化されたかを示したものです。グロスの総支払額を左端の２年度で比較しますと、2005 年度につきましては、１営業日当たり１兆 3,000 億円程度と、ＤＶＰ決済を利用した振替件数の増加に伴い、2004 年度に対して 4,000 億円も増加しています。ただし、一般振替ＤＶＰの資金決済におきましては、これをネッティングいたしますので、実際に授受することとなった金額は、昨年度と同様に 12％程度にまで圧縮されており、引き続き大幅な資金決済の効率化が図られているところです。

一般振替ＤＶＰは、開始からようやく２年を経過しようとしているところですが、お蔭様で皆様には主要な決済手段として御利用をいただいているところです。

最近、システムの処理能力が大きく注目されています。例えば、この上段の棒グラフで見ますと､昨年 12 月における１日のＤＶＰ振替件数は９万 6,000 件に増加してきていますが、これに対し、当社では既に、この約６倍に当たる１日 60 万件の振替件数を処理できるシステム処理能力を保持していまして、さらなる御利用の増加に対しましても十分耐え得る体制を整えているところです。もちろん、今後とも引き続き制度の安定稼働に努めてまいる所存です。

○決済照合システムの取扱商品（資料４ページ）

次に、決済照合システムです。先に述べましたとおり、決済照合システムは、日本においてＳＴＰを推進するということと、清算及びＤＶＰ決済のための事前照合機能を提供するということを目的としまして 2001 年９月に稼働しています。資料４ページの表は、これまでの取扱商品などの拡大の経緯をまとめたものです。当初は、国内取引の株式のみを対象としていましたが、その後、順次ＣＢ、国債の売買取引、先物オプション取引、投資信託の基準価額・設定解約情報と取扱商品を拡大してきています。当初、決済照合システムは、口座振替システムと別個のものとして単独でサービスを行っていましたが、

2004年５月の一般振替ＤＶＰの開始とともに、決済照合システムで照合一致となったデータが、そのまま口座振替システムに連動して決済が行われる形となっています。取引の上流から決済までが完全にＳＴＰでつながることとなり、我が国の決済システムを大きく前進させるものとなったと考えています。

その後も、昨年５月の日本国債清算機関の稼働に先立つ２月から、国債のレポ現先の約定照合機能の提供を始めているところです。国債清算機関の稼働の後は、決済照合システムにおいて約定照合を行ったデータを国債清算機関に連動し、国債清算機関における債務引受認定結果や、ネッティング結果など、各種通知データについても、決済照合システムのネットワークを介しまして国債清算機関の参加者に送信するという形をとっています。さらに、今年の１月からは、一般債及び短期社債における照合機能の提供を開始しており、これにより、国内すべての商品について決済照合システムにおいて取扱いが行われることとなっています。また、これにより、照合システムが資金と証券の決済インフラの、言わば一本化されたアクセス窓口となる環境ができました。御利用いただいております各社の利便性、効率性の一層の向上に貢献できたのではないかと考えているところです。

なお、この表にありますとおり、決済照合システムにおいては、国内取引だけではなく非居住者取引に係る決済照合機能についても、2002年２月以来サービスを提供しています。現在は株式、ＣＢ、国債、一般債、短期社債に係る決済照合機能を提供しているところです。今後は、既に提供している商品のうち、対象となっていない取引形態などについての照合機能の提供を行っていきたいと考えています。その一環として、現在は株式の貸借取引の約定照合機能の提供につきまして、利用者の協力を得て検討を進めています。これは順調にいくと、2007年後半から2008年前半には提供できるのではないかと考えているところです。今後とも御利用各社の意見を頂戴しながら、決済照合システムのサービスをますます充実させていきたいと考えています。

○短期社債振替制度（資料５ページ）

次は資料５ページ、短期社債振替制度です。この短期社債振替制度は、ペーパーレス化のフロントランナーとして制度化され、2003 年３月末に電子ＣＰの振替システムが稼働しました。間もなく３年目を迎えるところです。一般債も電子ＣＰも同様ですが、電子化されることによりまして、券面作成や受け渡しが不要になりました。決済期間の短縮化とか、日銀ネットを利用したグロス＝グロス型のＤＶＰ決済が可能になっています。また、

手形ＣＰは券面単位の流通で、印紙税が手形１枚ごとにかかることになるために、どうしても手形１枚当たりの金額が大きくなる傾向があるわけです。しかし、電子ＣＰは券面の制約を受けませんので、より小さい金額単位での発行とか流通段階での小口化が可能になります。この性質は、また、流通の促進にも資すると考えています。

さらに、印紙税の話ということでは、手形ＣＰにかかる印紙税を一律 5,000 円としていた、いわゆる手形印紙税特別措置が昨年３月をもって廃止となり、例えば 10 億円を超えるＣＰを発行する場合は、印紙税額が 20 万円かかることになりました。実質的に手形ＣＰの発行がコスト的に非常に難しくなったということで、電子ＣＰによる発行が急増し、最近の発行残高は、このグラフにありますように、22 兆円に達しております。その後、この残高に大きな変動がないことから、手形ＣＰから電子ＣＰへの移行がほぼ完了したといえるのではないかと見ています。

資料５ページにあるとおり、短期社債振替制度の本年１月末現在の利用状況を見ると、発行者は 389 社となっていまして、昨年度末と比べて 151 社増加しています。また一方、投資者側では保振機構に直接口座を開設します機構加入者という形態での参加が 65 社ということで、昨年度末に比べ８社増加しています。また、資料にはありませんが、発行、流通、抹消全体の決済金額は、１日平均で４兆 2,000 億円に及んでいます。そのうち当制度の特徴でありますＤＶＰ決済については、全体の 70%を占めています。なお一般債振替システムとの共通開発によりまして、本年１月から、資料５ページの右側に書いてあるようにＤＶＰ決済の高度化や利用者システムとのＣＰＵ接続等、五つの点について改善を行い、このシステムの一層の利便性向上を図ったところです。

○一般振替制度（資料６ページ）

次に資料６ページの一般債振替制度ですが、弊社ペーパーレス事業の第２弾として、本年１月 10 日にスタートをしたところです。我が国の証券市場における一般債の発行や流通の器としては、戦前から長きにわたって社債登録制度が社債市場において機能してきたわけですが、すべての有価証券について統一的な決済システムを整備するということを目的に、2003 年１月に社債等振替法が施行されました。保振機構は 2002 年の７月からマーケット関係の実務担当者からなる一般債小委員会において検討を重ね、2003 年６月に一般債振替制度要綱をとりまとめました。その後システム開発や利用者とのシステム間での接続、総合テストを進め、今般、稼働の運びとなったものです。国債については、既に

３年前に日本銀行が新法の下での振替制度を実施していますが、この一般債振替制度ではそれ以外の社債、地方債、財投機関債、サムライ債など、幅広い公社債を対象としています。証券の振替についてのＤＶＰ機能の提供とか、約定照合段階から証券及び資金の決済までのＳＴＰの構築ということにつきましては、電子ＣＰと同じです。なお、決済の方法につきましては、ＤＶＰ決済と非ＤＶＰ決済、この二通りから選択することになりますが、そのうちＤＶＰ決済については、証券と資金を１件ずつ結び付けて決済するリアルタイムでのグロス＝グロス方式を採用しております。次に資料６ページの図の右下、一般債振替制度の利用状況ですが、事業会社、財投機関、地方公共団体などの直近約 1,500 社・団体からの同意を取得しておりまして、制度開始早々から順次新規発行が行われているところです。

また、資料６ページの表にはありませんが、投資家層においても、他社のために残高管理を行う口座管理機関が振替機関に間接的につながる多段階の階層構造が可能となっています。その結果として、直接、間接を含めて 420 の金融機関、証券会社等が口座管理機関として参加しておられます。

なお、一般債振替制度においては、既に発行されている現物債や登録債についても順次移行を進めていくこととしています。指定金融機関の源泉徴収不適用等の税制優遇措置がありますが、これは 2008 年１月６日以降、振替債のみに適用されることになっています。それまでの約２年間で、約 200 兆円の残高がある既発債の振替制度への移行を円滑に行う必要があります。資料６ページの図の右側の主な日程のところに、やや小さな字で書いていますが、現物債の事前預託方式や、登録債の一括移行方式、それに個別移行方式、こういったものを組合せて移行することを考えています。移行に際しては、発行体と投資者の双方から同意を得る必要がありますし、登録機関など主要関係者全体の協力が不可欠です。保振機構においては、振替債の認知度を幅広く高める広報活動をこれまでも行ってきたところですが、今後も今まで以上に広く関係者への周知に努めていきたいと考えています。

○投資信託振替制度（資料７ページ）

次に投資信託の振替制度です。投資信託振替制度は一般債の１年後、来年１月の制度開始を予定しています。残り１年を切りましたが、現在、精力的に所要の準備を進めているところです。この資料７ページは、制度スタートまでに主に制度に御参加いただく関係者として、どういう手続きなり準備が必要かということを３段階に分けて整理した

ものです。

まず第１段階は、制度参加に向けての検討の段階ですが、保振機構からは、既に制度要綱や接続仕様書などのほかに、昨年 12 月には手数料を公表しています。また、この春には、移行事務処理に関する説明会や業務規程の公表なども予定しています。これらの資料を御覧いただいて、あるいは、説明会へ御参加いただくなかで、制度参加に向けた検討を行っていただきたいと考えています。

次は、制度開始に向けての事前準備が本格化していく段階です。これには、今年の後半に予定されております各種のテストに関する説明会への参加や、各社のシステム準備、制度への参加手続き書類の提出などが予定されています。

最後は、接続・総合テストへの参加、受益者から振替制度への参加についての同意の取得、既に発行されている投資信託の振替制度への移行作業といった最終作業段階となります。最後は、まさにターボエンジン全開で臨む必要があると考えています。弊社において準備を進めていかなければいけない事項はまだまだたくさん残っていますが、この制度に御参加いただく関係者が一体となって取り組んでいけるかどうかが極めて重要です。是非、漏れのないように、万全の準備をよろしくお願いしたいと思います。

○株式の電子化（資料８～11 ページ）

次が、株券の電子化です。株券の電子化は、謂わば証券ペーパーレス化の総仕上げであり、現時点で見えている一連の決済改革の課題の最終目標です。

株券不発行制度導入の必要性については改めて言うまでもありませんが、譲渡制限会社では株券を発行する必要性が少ないとか、資料８ページにありますように、公開会社に関しましては、必ず株券を発行しなければならないとすると、その経費等の負担が大きく、また、株券自体が株式市場において迅速かつ安全に大量の取引を決済することの障害になっているという指摘がなされていること等が挙げられています。2003 年の９月に株券不発行制度に関する要綱が決定され、さらに 2004 年６月に株式等決済合理化法と略されている法律が、成立公布されています。そして既に株券不発行制度を規定します商法関係の部分については、2004 年 10 月から施行されているところです。上場会社を対象とした株券不発行制度への一斉移行に関しては、株券電子化後の振替制度の検討整備を待ち、法律公布の日から５年以内の政令で定める日から施行するということになっています。まだ正式にいつからと決まっているわけではないのですが、現在、関係者の間ではこれを

受けて、2009年１月の一斉移行を目途として検討が進められているところです。

なお、資料８ページの下に、現在の保管振替制度と新振替制度の相違点が書いてあり、資料９ページに、両者のイメージを比較しています。両者の主な相違点を挙げますと、当然のことながら新振替制度では株券が廃止されていますので、株券の保管あるいは交付ということはあり得ません。保管振替制度においては、保管振替機関が作成する参加者口座簿、それから参加者が作成する顧客口座簿の二重構造しか認められていませんが、新しい振替制度においては、口座管理機関の下に間接口座管理機関が何層にもぶら下がる、多階層構造をとることが可能になっています。

また、現在の保管振替制度においては、発行会社が株主名簿と実質株主名簿という二つの名簿によって株主を管理する仕組みをとっています。保管振替機関が発行会社に対して実質株主通知をする以外に、保管振替機関に預託していない株券の所有者は、直接発行会社に対して名義書き換え請求ができるということになっています。これに対しまして、新振替制度においては、実質株主名簿に当たる制度がなくなり、振替機関が行う総株主通知によって株主名簿の書き換えが行われることになります。

さらに、これは資料に出てきませんが、振替株式について、例えば過大記載が生じ、第三者が善意取得をしてしまったといった場合ですが、現行の保管振替制度においては、保管振替機関及び参加者が連帯しまして無限定の補填義務を負うということになります。しかし、新しい振替制度においては、過大記載をした振替機関あるいは口座管理機関のみが消却義務を負うということで、責任が限定されることになっています。こういったところが主な相違点です。

株式等決済合理化法の公布を受け、2004年８月から金融庁の主催により、関係御当局や、発行会社、証券業界、銀行業界、信託業界等の関係者に弊社も加わり、政省令への主な委任事項に関する検討が始められました。私どもは、政省令会合と言っています。この政省令会合においては、新振替制度の骨格となる株式の消却・併合時等の端数処理の方法及び外国人保有制限銘柄の取扱い、それから利害関係者による情報提供請求といったテーマについて検討されてきましたが、昨年春の段階で、このうちの最初の二つについて一定の方向性が示されています。その内容について簡単に御紹介します。

まず、資料10ページにある１については、「株券の電子化に関する政省令会合において、確認された方針」とあります。これは端数処理の問題ですが、実務処理との関係で言い換えますと、名寄せをどう行うかというのが検討のポイントです。すなわち、口座に記録

された株式について消却、併合、分割、合併等があるときには端数が生じることがありますし、また、株主が複数の口座管理機関に株式を保有しているときには、生じた端数を合算しますと１株以上となることがあります。政省令上の問題としては、こういった端数に関する処理を新振替制度において、どういうふうに扱ったらよいのかということです。この処理の前提としまして、株主ごとの株式数が明らかとなる必要があることから、実務的にそのための株主の名寄せをどのように行うかということが検討されたところです。

そして、株券電子化後は事務合理化コスト削減等の観点を踏まえ、ここの資料に書いてある方向で取り扱うこととされています。すなわち、まず振替機関、口座管理機関、発行会社または名義書換代理人は、株主の氏名、住所等について統一文字集合、統一文字コードを利用して、漢字を含む文字情報を授受するということです。また、今は、株主の名寄せは各々の名義書換代理人が行っておりますが、新しい制度においては、振替機関が運営するデータセンターがこれを行い、名寄せ後の株主情報を発行会社または名義書換代理人に通知することになっています。それから株主の株主権行使に必要な手続き、交付、連絡のために必要な本人確認は、原則として口座管理機関が行います。これによって、現在利用されている実質株主票や印鑑票は廃止されます。また、電子化によるコスト削減効果のメリットは、関係者全体が享受できるようにするということです。

次に、資料 10 ページにある２、「外国人保有制限銘柄の取扱いについて」です。放送法や航空法、ＮＴＴ法上の発行会社については、外国人株主による議決権保有割合が一定以上になる場合には、株主名簿の書き換えを拒否できます。そして、政省令では、口座簿の記載事項や総株主通知の通知事項として、書き換えを拒否するために必要な事項を定めることが求められています。これを定めるに当たっては、まず、その拒否の方法を決める必要があります。その方法につきまして大別しますと、取得日順による方法と、発行会社による抽選または按分の方法が検討されましたが、事務の効率性の観点から、後者の抽選または按分法式を採用することとされています。なお、その具体的内容については、関係者の意見を踏まえて関係省庁で検討することとされています。また、これと合わせて、外国人保有制限会社における外国人の保有割合を期中に公表することにより、マーケットに与える影響を少なくできるのではないかという提案があり、これを発行会社に通知するとともに、振替機関の私どものホームページ等で公表する仕組みも用意することとされています。

資料にはありませんが、利害関係者による情報提供請求についての問題も検討されてい

ます。振替口座簿の情報提供請求権については、法律上加入者等は正当な理由があるときは、情報提供請求権を行使することができるとされているので、この「正当な理由があるとき」の解釈が問題となるわけです。発行会社の立場、あるいは口座管理機関の立場によって、これを広くとらえるべきなのかどうか、考え方も異なってくると思われます。正当な理由かどうかを請求の受け手である口座管理機関や振替機関が判断するのは難しいということから、ガイドラインのようなものが必要ではないかという議論も、この政省令会合において行われております。この問題につきましては、関係者における今後の検討課題ということになっています。

次に、今申し上げましたように、政省令会合における検討テーマについては、新振替制度の骨格に相当する非常に大きなテーマですが、これに関しまして一定の方向性が示されたということで、資料 11 ページにあるとおり、保振機構におきましては、昨年の４月に具体的な実務処理や、システム構築の要件を検討するために、株券電子化小委員会という検討会を立ち上げています。小委員会の委員には、証券会社、銀行、発行会社、名義書換代理人等の関係者の方に御就任をいただき、また、オブザーバーとして関係御当局にも御参加をいただいています。また、小委員会は、その検討範囲が非常に多岐にわたるということで、振替株式分科会、データセンター分科会、振替新株予約権付社債分科会、移行分科会という四つの分科会を設置し、現在精力的に検討を進めていただいているところです。この小委員会は、昨年の 10 月に「株券等の電子化に係る制度要綱」の「中間とりまとめ」を公表しました。さらに、来月には最終的な制度要綱を制定、公表することを目標に検討を行っていただいているところです。ただし、この制度要綱の策定は、決して株券電子化の最終ゴールではありません。この制度要綱を踏まえて、株券電子化に係るすべての関係者において、より良い仕組みを構築すべく、株券電子化の一斉移行日に向けて遺漏なく検討準備を進めていただくことが重要であると考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国際関連業務（資料 12 ページ）

最後に、資料 12 ページにあるとおり、当社が取り組んでおります国際関連業務につきまして、簡単に御紹介します。

保振機構は従来より、グローバライゼーションの観点から、国際関連業務にも力を入れています。昨年 11 月には、アジア・パシフィック地域のＣＳＤ（証券の集中保管・決済

機関）の共同体であるＡＣＧ（アジア・パシフィックＣＳＤグループ）の第９回総会を東京で開催しました。これには 15 カ国、26 機関が出席しています。この総会では、各国、各機関からそれぞれの清算決済制度等に関する様々な報告がなされるとともに、情報交換とか新規ビジネス、テクノロジー、決済リスクの管理といった問題について各タスクフォースに分かれて活発な議論が行われたところです。また、来年の４月には、１年おきに行われておりますＣＳＤの世界総会を韓国や台湾と共催で、ソウルで開催する予定です。この総会では、ハーモナイゼーションとグローバライゼーションを軸とし、各国に共通の課題等について討議を行う予定です。

さらに保振機構では、こういったマルチだけではなく、アメリカや台湾、韓国、中国の各国ＣＳＤと個別にＭＯＵを締結することにより、より親密な情報交換、人的交流、相互研修等を実施しているところです。

このように保振機構は、個別に、そして全体として各国ＣＳＤと意見交換、討議を重ねてきておりますが、ここでキーワードとして必ず上がるのは、先ほど述べた標準化という問題です。このために保振機構では、Ｇ30（各国の中央銀行とか金融機関等の有識者から構成される民間団体）、あるいはＩＳＳＡ（国際証券サービス協会）等の国際的な諸機関から出された勧告等の動向について常に自らもコミットをし、ウォッチするとともに、保振機構自身の標準化に対するモニタリングを継続して行い、新規業務の方向性や、旧来業務の改善の判断材料としているところです。

○おわりに

以上、証券決済制度改革のこれまでの実績と、これからの課題について保振機構の取組みを紹介いたしました。各課題とも、その実現のためにはまだまだ膨大な作業が必要ですが、知恵と勇気でそれを乗り越えていきたいと考えています。繰り返しになりますが、ＤＶＰによるリスク削減、ＳＴＰによる効率性の向上、そしてペーパーレス化によるリスク削減等効率性の向上、こういったことをキーワードにして、さらにシステム面では安全で信頼の高いものを構築するように、関係者の皆様とともに改革を進めていきたいと考えています。今後とも、どうぞ御理解、御協力を賜りますようによろしくお願いいたします。　本日は御清聴ありがとうございました。